

総社市告示第17号

総社市権利擁護事業実施要綱（平成25年総社市告示第41号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(<u>専門部会</u>)<br/>第5条 第3条に掲げる各事業について調査、研究又は審議するために、<u>必要に応じ専門部会を置くことができる。</u></p> | <p>(<u>専門委員会</u>)<br/>第5条 第3条に掲げる各事業について調査、研究又は審議するために、<u>センターに次に掲げる専門委員会を置く。</u><br/><u>(1) 虐待対応委員会</u><br/><u>(2) 成年後見支援委員会</u><br/><u>(3) 入居支援委員会</u><br/><u>(4) 犯罪被害者支援委員会</u></p> |

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。